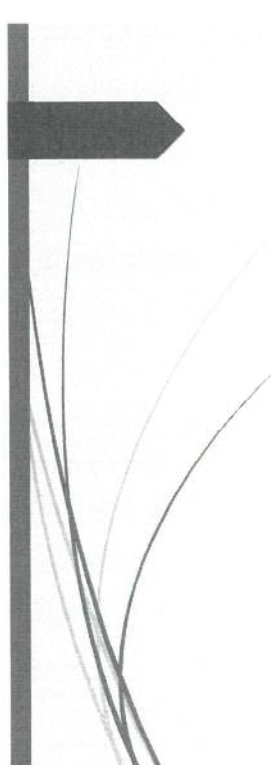




第1回口頭弁論 訴状の概要

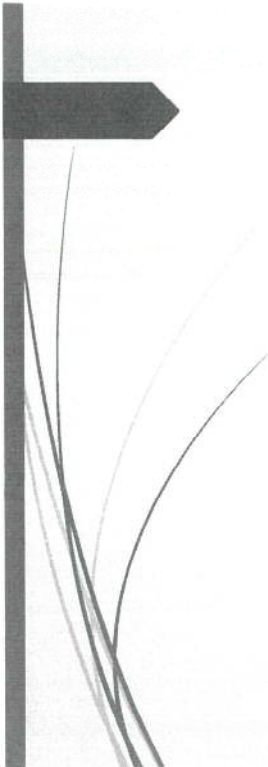
令和3年（行ウ）第23号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

令和3年（行ウ）第24号 損害賠償請求事件（住民訴訟）



訴訟で求めているもの = 請求の趣旨

- 令和3年（行ウ）第23号 損害賠償請求事件（住民訴訟）
春日部市長（被告）は、(株)トライに対し、トライが確保しなかった常勤支援員の費用にあたる金1944万円と遅延損害金を請求してください
- 令和3年（行ウ）第24号 損害賠償請求事件（住民訴訟）
 - ①春日部市長（被告）は、(株)トライに対し、トライが確保しなかった常勤支援員の費用にあたる金1552万2000円と遅延損害金を請求してください
 - ②春日部市長（被告）は、石川良三氏に対し、トライが確保しなかった常勤支援員の費用にあたる金1552万2000円と遅延損害金を請求してください



指定管理者の業務

- 春日部市は、(株)トライに対し春日部市放課後児童クラブ条例16条及び基本協定書5条1項に基づき、放課後児童クラブの指定管理者としての業務を行わせる。
- 基本協定書5条1項に定める各業務の細目は、基本協定書別紙1「指定管理者の業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとされる（基本協定書5条2項）。
- 春日部市は、2018年6月、放課後児童クラブの指定管理者募集に際し、募集要項を配布した。
- 「春日部市放課後児童クラブ（A・B・Cブロック）指定管理者募集の内容と運営に関する質問及び回答」（以下「Q&A」という。）は、募集要項に基づき、質問期間中にあった募集要項に関する質問に対する回答を公表する。春日部市は、同回答後の質問に対しては、公平性の観点からこれを受けることができない。



(株)トライの常勤支援員確保義務

- (株)トライは、春日部市との間の基本協定書等に基づき、常勤支援員を確保しなければならない。
- 『支援の単位ごとに、常勤支援員を2名、支援の単位が51名を越えたり、特別支援児童が通所する場合は別に加配されること』



「常勤」とは？

- ▶ 「常勤とは週38時間45分以上の勤務する人」

* Q&A・No. 12 「仕様書 8 職員の採用・配置について」



2019年度（23号事件）

- ▶ (株)トライは、年を通して原則として毎月少なくとも93名以上の常勤支援員を確保配置していなければならなかった。
- ▶ しかし、実際に(株)トライが確保した常勤支援員は、毎月少なくとも30名が欠員する状態であった。
- ▶ 春日部市は、基本協定書及び年度協定書に基づき、(株)トライが常勤支援員を全員確保したことを前提とする指定管理料を支払った。
- ▶ 春日部市の損害(*)は、1944万円である。

* (株)トライが義務違反により確保しなかった常勤支援員の人件費から、(株)トライが確保した非常勤職員の人件費を控除した額



2019年度（23号事件）

- 春日部市長（被告）は、(株)トライに対し、トライが確保しなかった常勤支援員の費用にあたる金1944万円と遅延損害金を請求してください



2020年度（24号事件）

- (株)トライは、年を通して原則として毎月少なくとも91名以上の常勤支援員を確保配置していなければならなかった。
- しかし、実際に(株)トライが確保した常勤支援員は、毎月少なくとも24名が欠員する状態であった。
- 春日部市は、基本協定書及び年度協定書に基づき、(株)トライが常勤支援員を全員確保したことを前提とする指定管理料を支払った。
- 春日部市の損害（*）は、1552万2000円である。

* (株)トライが義務違反により確保しなかった常勤支援員の人件費から、(株)トライが確保した非常勤職員の人件費を控除した額

- 「常勤」定義を「1日3時間30分以上、かつ週5日以上、勤務しているもの」に変更する合意書（2020年4月1日）



2020年度（24号事件）

- ①春日部市長（被告）は、(株)トライに対し、トライが確保しなかった常勤支援員の費用にあたる金1552万2000円と遅延損害金を請求してください
- 万が一「合意書」が有効であるとする、市長である石川良三氏は、対価関係に立たない人件費を一方的に春日部市に支出させ損害を被らせたことになるから、
②春日部市長（被告）は、石川良三氏に対し、トライが確保しなかった常勤支援員の費用にあたる金1552万2000円と遅延損害金を請求してください